

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成25年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
家浦地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	家浦地区	平成25年3月22日
渦江地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	渦江地区	平成25年3月22日
見目地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	見目地区	平成23年3月11日
唐櫃地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	唐櫃地区	平成25年3月22日
坪井池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	坪井池地区	平成24年12月18日
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	蛙子池地区	平成24年11月16日
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西村地区	平成24年8月10日
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	馬木地区	平成24年8月10日
内海町安田三五郎池 土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三五郎地区	平成24年9月14日